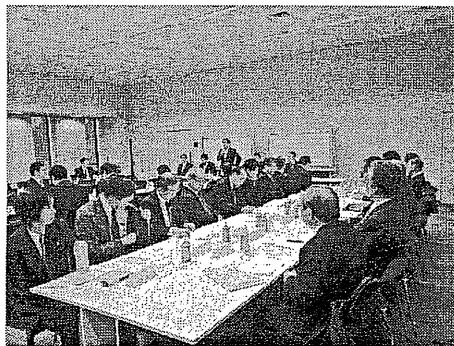


情報開示の充実に向け提言

業務契約の締結の義務化など

自設連議建工計民



自由民主党建築設計議
員連盟(額賀福志郎会長)は27日、東京・千代田区の衆議院第一議員会館で総会を開き(写真)、建築物の設計・工事監理適正化および建築主などへの

情報開示の充実に向けた提言をまとめ、満場一致で採択された。

提言内容は、建築士法

による措置すべき事項、建築士法の改正に併せて国交省が講ずるべき措

員の大きな3つの柱からできている。今後の課題

は

締結の義務化、一括再委

託の禁止範囲の拡大、設計・工事監理業務の適正化での契約締結の責

務、管理建築士の責務の明確化、保険契約などの措置に関する責務、建築士による免許書提示の義務化、免許証の書き換え規定の明確化、建築設備

の役割の明確化、建築士事務所の登録基準の強化、所属建築士を変更した場合の届け出の義務付け、国交省大臣・都道府県知事による建築士の調査権の創設などが盛り込まれた。

逢沢一郎衆議院議員は採択を受け「このような

かたちで提案がまとまつたことをうれしく思う。すみやかに法改正を実施したい」と述べた。

による業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の

国交省が講すべき措置

は、設計・工事監理の業

務の禁止の徹底、建築士

事務所の区分に係る情報

提供の適正化、免許証の

勤務先や住所の追加、定

期講習の合理化、建築工

事監理業務の適正化が

明記された。

今後の課題としては、

小規模な建築物の設計・

建築士法によ

り措置すべき事

務の合理化、建築工

事監理の適正化

化のため書面に

よる業務契約の